

石垣市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

石垣市都市公園条例施行規則（平成 28 年石垣市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（行為の禁止）

第 9 条 条例第 13 条第 1 項に掲げる行為のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (2) 危険又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 無人航空機（ドローン等）の使用をすること。
- (4) 駐車区画を長時間占用すること。
- (5) 他人に著しく粗野、その他の行為で迷惑をかけ、又は著しく静穏を害し、若しくは喧騒にわたる行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共の保安、衛生又は風紀上障害となるような行為をすること。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。